

事務連絡
平成19年4月25日

各都道府県衛生主管部(局) 殿

厚生労働省医政局指導課

救急救命士等が行う救急業務活動に関する報告書のとりまとめについて

一般市民を対象とする AED を含めた心肺蘇生法の指針については、「AED の使用方法を含む、救急蘇生法の指針（市民用）のとりまとめについて」（平成18年8月25日付け厚生労働省医政局指導課長通知）に基づいて周知してきたところではありますが、今般、(財)日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会において、「救急蘇生法の指針（医療従事者用）」（別添1）がとりまとめられ、これら「救急蘇生法の指針」との整合性を図りつつ、同委員会において「日本版救急蘇生ガイドラインに基づき救急救命士等が行う救急業務活動に関する報告書」（別添2）（以下「本報告書」という。）が発表されました。貴職におかれましては本報告書の内容について御了知いただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知していただくようお願いします。

また、貴管内の各地域メディカルコントロール協議会において、本報告書を救急蘇生法ガイドラインに基づいた救急救命士等の業務プロトコールの作成や改訂、事後検証の実施の際等の参考にしていただくようお願いします。

なお、本報告書については別添3のとおり消防庁救急企画室から各都道府県消防防災主管課あて事務連絡がなされていることを申し添えます。

問い合わせ先
厚生労働省医政局指導課
救急医療専門官 田邊
tel:03-3595-2194
e-mail:tanabe-seizan@mhlw.go.jp

【改訂3版】

救急蘇生法の指針

《2005》

医療従事者用

監修：日本救急医療財団心肺蘇生法委員会

編著：日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会



別添1

別添2

日本版救急蘇生ガイドラインに
基づき救急救命士等が行う
救急業務活動に関する報告書

平成19年3月

日本救急医療財団 心肺蘇生法委員会

事 務 連 絡

平成19年4月25日

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁救急企画室

「日本版救急蘇生ガイドラインに基づき救急救命士等が行う
救急業務活動に関する報告書」について

平成18年、財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会より「日本版救急蘇生ガイドライン」が発表され、「日本版救急蘇生ガイドライン」の内容について検討を要する課題及び留意事項の再確認の必要性が指摘されており、また、救急救命士が行う救急救命処置等の業務との整合性を図ると同時に当ガイドラインに準拠した業務プロトコルの作成が求められ、平成18年8月、「救急業務高度化推進検討会報告書」の報告がなされるところであります。

「救急業務高度化推進検討会報告書」での留意事項の再確認、日本版救急蘇生ガイドラインと救急救命士が行う救急業務との整合性について財団法人日本救急医療財団に設置されている心肺蘇生法委員会で検討され「日本版救急蘇生ガイドラインに基づき救急救命士等が行う救急業務活動に関する報告書」の報告がなされました。

貴職におかれまして、貴管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対しまして執務の参考として周知して頂きますようお願い致します。

なお、本報告書については別添のとおり厚生労働省医政局指導課から各都道府県衛生主管課あて通知がなされているところです。

問い合わせ先

消防庁救急企画室

荒木、小浜

TEL 03-5253-7529

FAX 03-5253-7539